

## 介護老人保健施設ケアホームやまと入所利用約款

### (約款の目的)

第1条 介護老人保健施設ケアホームやまと（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「契約者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

### (適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用契約書を当施設に提出したのち、平成18年4月1日以降から効力を有します。但し、契約者又は保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、重要事項説明書Ⅰ・Ⅱの改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。ただし、介護報酬改定等に伴う利用料金の変更等及び職員の改定が行われた場合は、初回利用時の同意書をもって継続利用できることとします。

### (利用者からの解除)

第3条 利用者及び契約者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

### (当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び契約者に対し、次の各号に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- 一 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- 二 当施設において定期的実施される施設サービス担当者会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合
- 三 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
- 四 利用者及び契約者が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- 五 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- 六 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

### (利用料金)

第5条 利用者及び契約者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別表1の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。ただし、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者及び契約者が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付するものとします。利用者及び契約者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は契約者から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は契約者の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間（診療録については5年間）保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。ただし、契約者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載すると共に、本人または扶養者に文書にて同意を得ることとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙1のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- 一 サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- 二 居宅介護支援事業所等との連携
- 三 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- 四 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- 五 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、契約者又は扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第 10 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前 2 項のほか、当施設は扶養者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第 11 条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 12 条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 13 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

# 介護老人保健施設ケアホームやまと 施設サービス利用 約款説明同意書

介護老人保健施設ケアホームやまとを入所利用するにあたり、介護老人保健施設の施設サービス利用 約款を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、十分に理解した上で同意します。

説明担当者 職

氏 名 支援相談員 坂内 一成

令和 年 月 日

介護老人保健施設ケアホームやまと  
管理者 堀内 三郎 殿

<利用者>

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

代筆 ( ) \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

<契約者>

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

## 【本約款第5条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄 )
・住 所	
・電話番号	

## 【本約款第9条3項緊急時及び第10条3項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄 )
・住 所	
・電話番号 ・携帯番号	／

## 介護老人保健施設ケアホームやまと 施設サービス利用 契約書

介護老人保健施設ケアホームやまとを入所利用するにあたり、介護老人保健施設の施設サービス利用約款及び重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、十分に理解した上で、下記の事業者「介護老人保健施設ケアホームやまと」と、利用者及び契約者は連帯保証人と共に契約いたします。

契約締結日 令和 年 月 日

### 【契約者名】

#### <事業者>

指定番号：0752580019

住 所：福島県喜多方市山都町木幡字鼈塚丁1571

事業者名：介護老人保健施設 ケアホームやまと

施設長名：堀内 三郎 印

#### <利用者>

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

代筆 ( ) \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ 携帯番号 \_\_\_\_\_

#### <契約者>

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ 携帯番号 \_\_\_\_\_

### 【連帯保証人】

\*連帯保証人は、利用者及び契約者以外（別世帯）の方を記載してください。

・氏 名	印（続柄）
・住 所	
・電話番号	